

○山岡委員 大臣、ありがとうございます。大臣がお話しいただきましたように、産業用ロボット、シエラは非常に占めているんだというお話、データもあるんだというお話もございました。

ただ、本当に、これまでの歴史を見ると、日本は、一時期、非常にシエラをとり、その後いろいろ、ルールであったりさまざま、標準であったり、世界シエラであったり、押し返されて、最初は日本が勝っていたのにという分野が非常に多い。これは分析するとそうでもないのかもしれない。これは、ただ、聞いている限りにおいてはそういう気持ちにさせられるわけでありまして、今非常にシエラを持っていて、世界で先駆けている分野だということであるのであれば、最後にお話しになりましたけれども、ぜひ海外勢に入られるということではなくて、強みを更に強くしていくという中で、これは勝ち筋をつくっていつていただきたいという思いであります。

時間の中でもう一個質問しようかと思つたんですけれども、それはおいておいて、最後にちょっと、発電、新エネルギーのことについて、これは大臣に問題提起も含めて伺っておきたいと思つておきます。

いわゆる新エネルギー、バイオマスのことについてのお話なんですけれども、北海道の私の地元にも新エネルギー町がありまして、酪農とか畜産とかも含めて農業の町でありますけれども、そこで百五十頭の牛を持っている農家さんと百頭の牛を持っている農家さんが一緒になって大きな法人をつくって、設備投資をするわけでありまして、そこから生まれる多量の排せつ物をいわゆるバイオマスエネルギーにするという計画を一回立てられました。

バイオマスエネルギーというのは、太陽光とかと違って二十四時間安定的に供給できる。エネルギー排出量がどれぐらいか、産出量がどれぐらいかというのをおいておいても、そういう分野であ

ります。何分、個別の地勢上の話で恐縮なんですけれども、北海道のように、あるいはほかの農村も全部そうかもしれないが、大規模な畜産農家というの、どちらかといえば町中から離れた場所に集落があるわけでありまして、そうすると新エネルギーをつくっても、最初の電線といいますが、そこにつながるまでの自己負担分の価格が、距離があり過ぎて、高過ぎて、せっかく新エネルギーはたくさん生まれているんですけども、その自己負担分が大き過ぎて採算に合わないの、そのバイオマスを生産して出すことができないという状況になっているところがあります。

きのう担当者の方からお話を伺つた中で、いや、世界のスタンダードはいわゆる負担してもらうものなんですというお話もありましたけれども、これも、せっかく地方で大規模化する中で、そこから生まれる、もちろん生乳も提供したりするわけでありまして、バイオマスエネルギーも無駄なく活用できるという枠組みがつくれる可能性があるので、ぜひ、私の思いとしては、その送電者の負担を、これは大き過ぎる負担を何とかしてほしいという思いもあるわけでありまして。

その部分について、最後、時間も来ておりますので、大臣に少し見解を伺えればと思います。○世耕国務大臣 このバイオマスのような再生可能エネルギーの系統接続の問題というのは、特に工事費負担金が高いという声が再生事業者の方から上がっているのも事実でありまして、これをいかに工事費を軽減していくかとか、あるいは必要な投資がしっかり行われるための環境整備というの非常に重要だと思つて、この委員会でも何度か申し上げてきていますが、コネクティブ・マネージングという形で、一定の条件があるわけでありまして、電源の接続を認めていくような仕組み、これも四月から運用を抜本的に変更しているところであります。

今後、発電事業者の意見をよく聞きながら、

このルールを透明、公平なものにしていかなければいけないと思つて、今御指摘のような酪農場で排せつ物を使つてということであれば、できる限り地産地消という考え方もあります。牧場では当然車も動いているわけですから、それを電気自動車にしてそこで電力を使つていくとか、そういった地産地消の工夫というの、特にバイオマスに関しては考えておく必要があるんじゃないかというふうに思つております。

○山岡委員 大臣から今御示唆もいただきましたけれども、農水省も絡む話かもしれませんが、そこにエネルギーが生まれていることは事実でありますので、それをどう有効活用していくかということについては、また別の機会がありましたときに大臣とも御質疑したいと思つて、非常に意義のあるいろいろさまざまなお話をいただきましたことに心から感謝を申し上げて、質問を終わらせていただきます。

○稲津委員長 次に、田嶋要君。

○田嶋委員 無所属の会、田嶋要でございます。きょうは、この法案に関してですが、答弁者の方からは指名をいたしませんでした。少し大臣ののんびりされていただいていたのかなという感じもするんですが、ちょっとほかの法案よりも、何というか、自然科学的、CFCかHCFCか、何か頭が混乱しそうです。ご説明いただけますか、冒頭、今までの委員とのやりとりを聞いていて、一つお尋ねしたいんですが、このグリーン冷媒という言葉はどこから出てきた言葉ですか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。グリーン冷媒というのは、今回、私も、代替フロンから温室効果の低いものにかえるということに、何かそれを総称する概念が必要だということと、私どもの方で考えさせていただいた言葉でございます。

○田嶋委員 心なしかふだんより多田さんの声が小さい感じがするのは私だけでしょうか。このグリーン冷媒という言葉は何年も前はな

かった言葉ですか。これは経済産業省オリジナルの、創作ですか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。私も、全てを検索等々をしたわけではございませんので、ほかに使われていたことがなかったことを証明するのはちょっと難しいわけでございますが、私どもとして、グリーン冷媒という名前をつけさせていただきました。

ただ、これは、私も、全てオリジナルであるということをおし上げる根拠も持ち合わせておりません。(田嶋委員「いつから」と呼ぶ)

私ども、今回の法案提出に当たりました使わせていただいている言葉でございます。

○田嶋委員 法案提出で新しい命名をしたということで、何か不思議な感じがいたしますけれども。

自然冷媒というのはどういう言葉ですか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。自然冷媒についても、直接何か学会とかで定義されているものがあるとは承知しておりませんが、こちらの方は随分前から使われている用語であるというふうに承知しております。

○田嶋委員 山崎委員などのやりとりを聞いていて、やはりちょっと問題ではないかなという感じが私もあります。

そしてまた、聞いていまして、発電の話と非常に重なる感じがするんですね。非化石発電という何か用語がございますね。

非化石発電には原発は含まれるんでしょうか、大臣。

○世耕国務大臣 非化石発電というより、我々は、脱炭素発電というのが我々の今整理されている概念だということに思つております。

原発が非化石かどうか。ウランを使っているわけでありまして、そういう意味では、いわゆる化石エネルギーという意味では、それは石炭とか石油とかLNGということになるのではないかと

いうふうに思つております。

エネルギーといったときには、再生可能エネルギーも原発も一緒くたにしている概念でありますけれども、私はそれを思い出しまして、このグリーン冷媒という言葉は、やはりこれは、素直に考えれば、世の中の人には自然冷媒と思っちゃいますよ、これ。そう思いませんか。自然、緑ですからね。自然冷媒、グリーン冷媒ですよ。だけれども、グリーン冷媒には先ほどのHFOが入っている、そういうことですよ。何かおかしくないですか、こういうこと。わざわざ何で考えなきゃいけないの、こういうこと。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

私どもの今回の法案の提案の理由でございますけれども、キガリ改正がきっかけとなってございまして。これまでは、特定フロンがオゾン層を破壊するというところで規制をしてきました。しかし、その特定フロンから切りかえる先の代替フロンが、これはオゾン層を破壊しないけれども、温室効果が高いということで、これも放置はしては行けないということで、今回規制をすることにしました。

そうしますと、そこから先、何になるかですが、それは、私も今グリーン冷媒と称しているものですが、これは温室効果の低いものということでございます。私どもとしては、温室効果の低い冷媒ということをグリーン冷媒と称すること、これは、私も、何かそれ以上の意図を持っているものではないです。

○田嶋委員 多田さんはそれ以上の意図はないかもしれませんが、しかし、温室効果が低いという点しか共通していないわけですよ、逆に言えば、違うものなんだから。片っ方は自然界に存在する、片っ方はまた新たに創作する、どこかの世界のメーカーがまた新たに作るもの。自然界に存在しないものと自然界に存在するもの。そうですね、理事。何か一緒くたにしてグリーン冷媒と呼ぶ理由がないじゃないですか。おかしいと思いませんか、それは。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

一緒くたにする理由があるかどうかということについては、直接のお答えにならないかもしれませんが、私も、今回、特定物質代替物質という言葉で、法律用語としてその代替フロンを称しております。そこから切りかわる先ということも、特に法律上は概念は定めてございません。したがって、法律に出てこない概念でございますけれども、しかし、特定フロンから代替フロンに行く、代替フロンを、じゃ、何に切りかえるんだといったときに、何かしら一つ概念があった方がいいだろうということで、私も、頭をひねりまして、温室効果が低いということに着目してグリーン冷媒とつけさせていただきました。

○田嶋委員 何がしか一つの新しい概念があった方がいなくて誰が言っているんですか。別に概念は二つあったっていいんです。頭をひねるんじゃない、頭を冷やした方がいいですよ、それは、局長。

これは、多田さん、もうちょっと経済産業省の立場を離れて冷静に考えてくださいよ、違うものなんだから。しかも、先ほどの山崎さんの議論を聞いていてわかるでしょう。経済産業省の立場と心配している人たちの立場はちよつと違うんですよ。自然冷媒の方にもつと力を入れた方がいいという世の中の大きな声も確かにあるんですよ。それは、もうけたい人もいっぱいいるから、それじゃ困るといふ人も片っ方にいるでしょう。

しかし、そこは、そういういろいろな声があるんだから、経済産業省が何か一緒の概念が必要ですよ。一つ概念なんて必要ないですよ、別に。分けてくださいよ、自然冷媒は自然冷媒、それ以外。それで何にも、誰も困りませんよ。どうですか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。私どもは一つ概念でくくった方が説明しやすいと思いましたが、今、そうではないというお考えがあるだろうという御指摘でございます。法案成立後、普及していく際に、どういった説

明の仕方がいいのか、法案成立させていただければの話でございますけれども、よく考えていただきたいと思えます。恐縮でございます。失礼いたします。

○田嶋委員 余り弱気にならなくていいと思うんですけども。

だから、ことしになってこの法案のためにグリーン冷媒なんという言葉を書き出したというの、何かおかしいと思いませんか、私は。必要ない。それはやめてほしいと思えます。

それから、少し多田さんの声が小さいのと同時に、先ほど聞いていて、答弁を逆にしましたですね。最初、法律上フロン類にHFOは入っているとおっしゃって、後で、入っていないと。これは、勘違いされたのか、ひよつとしたら、失礼ながら知識が足りなかったのかわかりませんが、失礼な、しかし、これはわかりにくいんじゃないですか、このこと自体が。HFOというのは、これは、Fというのは、フロンですよ。どうなんですか、もう一度、改めて。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。先ほど、答弁で私が言い間違えましたことは大変申しわけなく思います。今御指摘のFは、これは弗素のことでございます。記号でございます。

先ほど委員の御指摘でお答え申し上げましたけれども、今のフロン類の定義は、CFC、HCFC、そしてHFC、この三つでございます。私が先ほど山崎委員からの御質問でHFOについて入っていますというふうに申し上げたのは、これは私の単純な言い間違いでございます。

○田嶋委員 やはりこれは本当にわかりにくいんですよ。だから、グリーン冷媒と自然冷媒なんという新たな言葉を使って、僕は市場を攪乱させる要因になると思えますよ。多くの一般の方々がやり勘違いをする。多田局長だつて勘違いする。だから、みんな勘違いしますよ。

ぜひこういうことをよくよく注意していただきたいし、やはり、市場に対して物を説明するとき

に、確かに温室効果ガスの効果がないという意味ではどちらか一緒くたにしないけれども、違うものなんですということを強調される方が私はいいのではないかとこのように考えております。

あるメーカーさんのQアンドAというところに例えばこういう表現がありました。フロンって環境に悪いイメージがあるのですがエアコンに使って大丈夫なのですか。例えば、そうした説明でも、エアコンは冷媒としてフロンが使われているけれども、普通に使っている時点では環境に影響を与えませんが、非常に不正確なことがたくさん私には世の中に出回っているような気がいたします。HFCは温暖化ガスだと聞きました、温暖化に影響があるのになぜHFCを使うの。

こういうQアンドAがいろいろありますけれども、ぜひともここは、市場の混乱を惹起しないような対応をお願いしたいというふうに思います。そして、一点、改めて確認させていただきますが、先ほどインセンティブの話がございました。ニュートラルという言葉もお使いになりましたが、自然冷媒も今回のこのインセンティブ付与では当然対象になっているという理解でよろしいですか。これはどちらでも結構です。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。自然冷媒につきましては、今回、これまでの代替フロンも規制対象とするという部分については、対象から外れているものでございます。したがって、今回、インセンティブというふうに申し上げておりますのは、毎年の製造でありますとか輸入について各事業者が割り当てていくというところに対してプラスアルファを設けようというものについての話でございますので、それは、自然冷媒のところは関係のない話になります。

○田嶋委員 法案の説明資料には、画期的に温室効果の低い冷媒という表現もあるわけですが、これは何を指すわけですか。

○多田政府参考人 画期的なものでございます。



開して、今後の情報公開ということがどのようになつていくのか。キガリ改正の規制対象となる十八種類の代替フロンについて、例えば、全体量とかではなくて、ガス種別ごと、企業ごとの情報公開はちゃんと行つたのか。七年前は、行えないといふのがでしうか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

情報公開についてお尋ねでございますけれども、私も、代替フロンの製造量あるいは輸入量のデータにつきましては、現在、フロン法に基づきます使用合理化計画における取扱いも参考にしながら、一つは、国全体の代替フロンの製造量、輸入量。

それから、加えまして、ガス種別の製造量、輸入量、それぞれの合計。ただ、こちらにつきましては、それぞれのガス種別につきましては、一社とか二社しか製造又は輸入していない場合はちょっと除かせていただきます。三社以上が製造又は輸入しているガス種に限ってそのようにしたいと思っております。

そして最後に、個社名とはひもづかない形で事業者別に製造量、輸入量というものを公開するということを検討させていただいております。

○田嶋委員 ぜひともそのように、これまでよりは、二歩踏み込んだ情報公開をしっかりとやっていただきたいというふうに思います。

続きまして、二〇二〇年の問題についてお尋ねをしたいと思います。

今の特定フロンにしましては二〇二〇年以降は製造できないということですが、最終的な、そのHFCを冷媒とする設備というのは、いつ出荷されたものでしょうか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

特定フロンであるHFCを冷媒として使用する設備でございますけれども、こちらにつきましては、既に二〇〇九年末までに最終の設備出荷は終わっているものと認識をいたしております。

○田嶋委員 二〇〇九年ですから、まだ十年です

ね。ということ、たくさん世の中には存在するということでありまして、もう一年半後にお戻しは迫ってきているというわけでありまして、前の年、二〇一九年の末に生産も輸入も全面停止となるこのHFCについて、それまで使ってきた企業としては、今から何が出来る、あるいは二〇二〇年以降にどんな選択肢があるかということ、私は正確に政府が示す必要があると思ひます。どんな選択肢がございますか。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

基本的に、大きく分けまして三つの選択肢があるかというふうに思っております。

一つは、先ほどありましたように、まだ、二〇〇九年末までに出荷されたものでございますので、その機器を使い続けることが可能なわけでありまして、それは漏えいとか故障しないですっきりと続けることができる、これが一つの選択肢でございます。

それから、二つ目には、過年度に製造や輸入された在庫の分を使用するというのも、これも可能かと思っております。

そして、三つ目でございますけれども、再生冷媒というのを使うということも可能かと思っております。これは、実は平成二十五年にフロン排出抑制法を改正いたしまして、フロン類の再生行為というものを適正化するという観点から、冷媒として充填されているフロン類の再生を業として行う者を許可する、許可制としたところでございます。

こうした制度を使うことで、再生冷媒を使っていくということも可能かと思っております。今申し上げたように、二〇二〇年以降に臨まれる事業者の方々がこの三つの選択肢の中から選んで対応していかれることにならうかと思ひます。

○田嶋委員 今使っている設備をそのまま使うのであればということですね、多田さん。何かありますか。今使っている設備をそのまま使うんだら今の三つの選択肢だという、そういう理解だと思ひますけれども、加えて、当然ながら自然冷

媒などの新たな設備投資の選択肢も私はあると思っておりますけれども、いずれにしても、これは大変わかりにくいんですね。

何か追加で答弁されたいようでございますので、最後に多田局長の答弁をお願いしたいと思います。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

私、ちよつと補足させていただきますと思ひます。

先ほど、二十五年改正の際に許可制ということ、先ほど申し上げましたが、これは登録制の誤りでございます。その点を申し上げたわけでございます。

○田嶋委員 わかりました。

いずれにしても、わかりにくい。多田さんのそういうお姿を余りだん見ませんけれども、やはりこれは本当にわかりにくいから、世の中はもつとわかりにくい。ぜひグリーン冷媒という言葉は使わないでいただきたいと思ひます。世の中を混乱させるもです。

そして、ぜひとも、やはり自然エネルギーと同じように自然冷媒の方向に進むというのが大原則の中でいろいろ考えていただきたいというふうに思ひます。よろしくお願ひします。

○稲津委員長 次に、谷畑孝君。

○谷畑委員 世耕大臣含めて、本当に長いこと御苦勞さまでございます。

本法案は、国際的な枠組みによる代替フロン規制に関連したものであると私は認識しております。

この代替フロンは、化学工業によつて製造される、いろいろな機器に利用されることから、代替フロンに関する議論を深めていくためには、まず、広く我が国の化学工業について確認をし、認識をしていくことが大事だと思っております。

化学工業は、いろいろな機能を持つ素材を製造して幅広く供給しており、それらはさまざまな分野で利用されています。例えば、前回の省エネ法改正案の審査において省エネルギー取組の成果と説明されたLEDもそうですし、自動車やスマー

トフォン等で使われている蓄電池や液晶もありません。今回の本法案により規制しようとしている代替フロンもその一つです。そのほかに、塗料、医療品、肥料、プラスチック製品やゴム製品などがあります。

このような化学工業の特徴から、産業の米、産業の血液などと称されております。具体的には、日本化学工業協会の資料を見ますと、化学工業、プラスチック製品やゴム製品も含めると、二〇一五年の出荷額で四十四兆円、付加価値額で十六兆円と、製造業では自動車産業に次ぐ地位を占めています。また、従業者数は、二〇一六年で八十七万人と、製造業の中でも第三位を占めております。我が国の経済社会において非常に大きな位置を占めています。

このようなことから、化学工業は、まさに我が国産業の土台、基礎の役割を担っている重要な産業であり、こうしたすぐれた化学工業の存在こそが、我が国の産業の競争力の源泉となっているのではないかと考えております。

そこで、政府においては、我が国産業の競争力の源泉である化学工業やその他の基礎産業の一層の活性化に向けて、引き続き取り組んでいただきたいと思ひます。

そこで、政府にお伺いをいたします。

我が国が景気回復の状態にある中で、この化学工業の現状について、政府の最新データをもとに説明をいただきたい。また、産業政策における化学工業の位置づけ、今後の見通し、課題について説明をお願いいたします。

○多田政府参考人 お答え申し上げます。

先ほど委員の方から御指摘ありました、日本化学工業協会が政府の統計を活用して各種のデータを公表しているものと承知をしております。

政府の最新の統計といたしましては、実は一年新しいものがございます。具体的には、平成二十九年工業統計速報の中で、出荷額、付加価値額については二〇一六年の数字、それから従業員数については二〇一七年のデータがございます。